

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	期限を定めて改善報告を行うよう指導
B	口頭指導	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。 なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。	法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要	不要
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。	直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要	不要

指定介護予防支援事業

運営指導基準

— 令和6年4月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

「法」＝介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

「則」＝介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)

「条例」＝練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 30 年 3 月練馬区条例第 21 号)

「基準について」＝指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号外)

「告示」＝指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 129 号)

「留意事項」＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 18 日老計発第 0317001 号外)

運営指導基準（介護予防支援）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第1 基本方針	1 基本方針			
	(1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行っているか。	条例第2条第1項	・運営規程 ・パンフレット等	C
	(2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っているか。	条例第2条第2項		C
	(3) 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。	条例第2条第3項		C
	(4) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、区、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組	条例第2条第4項		C

第2 人員に関する基準	を行う者等との連携に努めているか。 (5) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	条例第2条第5項 条例第2条第6項		C C
	1 従業者の員数 (1) 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。	条例第4条第1項 基準について第2の2(1)①	・勤務実績表／タイムカード ・雇用形態が分かる文書 ・勤務表 ・資格の証明書（保健師、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、社会福祉主事） ・実務経験証明書	C
	(2) 指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業者は、当該に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いているか。	条例第4条第2項 基準について第2の2(1)②		C
	2 管理者 (1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	条例第5条第1項 基準について第2の2(2)①	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・勤務実績表／タイムカード ・勤務表	C
	(2) 条例第5条第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者であるか。	条例第5条第2項 基準について第2の		C

第3 運営に関する基準	※ 指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	2(2)①		
	(3) 条例第5条第1項に規定する管理者は、主任介護支援専門員であるか。	条例第5条第3項 基準について第2の	C	
	※ 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない利用がある場合については、介護支援専門員を第1項に規定する管理者とすることができる。	2(2)②		
	1 内容および手続の説明および同意			
	(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、条例第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	条例第6条第1項 基準について第2の 3(2)	・運営規程 ・重要事項説明書（利用者または家族の署名、捺印） ・契約書（利用者または家族の署名、捺印）	C
	(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、介護予防サービス計画が条例第2条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。	条例第6条第2項		C
	(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めているか。	条例第6条第3項		C
	※ 指定介護予防支援事業者は、利用申込者またはその家族から申出があった場合には、条例第6条第1項の規定による文書の交付に代えて、条例第6条第7項で定めるところによ	条例第6条第4項		

り、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって①～②に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

① 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第6条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

（4）条例第6条第4項に規定する方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。

※ 条例第6条第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

条例第6条第5項

条例第6条第6項

C

	(5) 指定介護予防支援事業者は、条例第6条第4項の規定により条例第6条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。 ① 条例第6条第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 (6) 条例第6条第7項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、条例第6条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。 ※ 当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 2 提供拒否の禁止 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。 3 サービス提供困難時の対応 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。 4 受給資格等の確認 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無および要支援認定の有効期間を確認	条例第6条第7項 条例第6条第8項 条例第7条 基準について第2の3(3) 条例第8条 条例第9条	・利用申込受付簿等 ・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことが分かる書類等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等）	C C C C C
--	---	--	--	--

かめているか。

5 要支援認定の申請に係る援助

(1) 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。

条例第10条第1項
基準について第2の
3(4)

・要支援認定申請書控

C

(2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

条例第10条第2項

・要支援認定申請書控

C

(3) 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。

条例第10条第3項

・要支援認定更新申請書控

C

6 身分を証する書類の携行

指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させているか。初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。

条例第11条
基準について第2の
3(5)

・業務マニュアル
・身分を証明する書類
(身分証・名札)

C

7 利用料の受領

(1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。

条例第12条第1項
基準について第2の
3(6)①

・介護予防給付費明細書
・領収証

C

(2) 指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けているか。

条例第12条第2項
基準について第2の
3(6)②

C

	(3) 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 9 指定介護予防支援の業務の委託 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、つぎに掲げる事項を遵守しているか。 (1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため練馬区地域包括ケア推進会議の議を経ているか。 (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮しているか。 (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識および能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であるか。 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、条例第2条、条例第4章および第5章の規定（第32条第29号の規程を除く）を遵守するよう措置しているか。 10 法定代理受領サービスに係る報告 (1) 指定介護予防支援事業者は、毎月、区（審査および支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	条例第12条第3項 基準について第2の 3(6)③ 条例第13条 基準について第2の 3(7) 条例第14条 基準について第2の 3(7) 条例第14条第1号 条例第14条第2号 条例第14条第3号 条例第14条第4号 条例第15条第1項 基準について第2の 3(9)	・委託契約書 ・運営協議会議事録	C C C C C C C C	
--	---	--	--	---	--

	(2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。	条例第15条第2項		C
	11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか。	条例第16条 基準について第2の3(10)	・介護予防サービス計画書	C
	12 利用者に関する区への通知 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者がつぎのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態になったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。	条例第17条 基準について第2の3(11)		C
	13 管理者の責務 (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に条例第4章および第5章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	条例第18条第1項 基準について第2の3(12) 条例第18条第2項	・業務日誌	C C

14 運営規程

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。

- （１）事業の目的および運営の方針
- （２）職員の職種、員数および職務内容
- （３）営業日および営業時間
- （４）指定介護予防支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額
- （５）通常の事業の実施地域
- （６）虐待の防止のための措置に関する事項
- （７）前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

※ 上記（６）については令和６年３月３１日までの経過措置期間あり。

条例第19条
基準について第２の
3 (13)

- ・運営規程
- ・指定申請書および変更届控
- ・重要事項説明書

C

15 勤務体制の確保等

- （１）指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。

条例第20条第１項
基準について第２の
3 (14)

- ・運営規程
- ・就業規則
- ・勤務表
- ・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書

C

- （２）指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しているか。

条例第20条第２項

- ・業務日誌等

C

※ 担当職員の補助の業務については、この限りでない。

- （３）指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。

条例第20条第３項

- ・研修計画、実施記録

C

- （４）指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の

条例第20条第４項

- ・就業規則
- ・ハラスメント防止に関するマニュアル、研修記録等

C

	必要な措置を講じているか。			
	16 業務継続計画の策定等			
	(1) 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	条例第20条の2第1項 基準について第2の3(15)	・業務継続計画	C
	※ 感染症に係る業務継続計画ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に制定することとして差し支えない。			
	(2) 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施しているか。	条例第20条の2第2項	・業務継続計画に基づく研修および訓練の記録	C
	(3) 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	条例第20条の2第3項		C
	17 設備および備品等			
	指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。	条例第21条 基準について第2の3(16)	・平面図 ・設備、備品台帳等	C
	18 従業員の健康管理			
	指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。	条例第22条	・健康診断結果	C
	19 感染症の予防およびまん延の防止のための措置			
	指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じているか。	条例第22条の2 基準について第2の3(17)	・感染症対策委員会の記録および委員会の内容を周知徹底した記録	C
	(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およ			

	びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 （2）当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。 （3）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。		・感染症の予防およびまん延の防止のための指針 ・感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練の記録	
	20 掲示 （1）指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ 指定介護予防支援事業者は、上記の事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 （2）指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※ 令和7年3月31日までの経過措置期間あり。	条例第23条第1項 基準について第2の3(18) 条例第23条第2項 条例第23条第3項	・掲示物等	C C
	21 秘密保持等 （1）指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。 （2）指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	条例第24条第1項 基準について第2の3(19) 条例第24条第2項	・従業員の秘密保持誓約書 ・個人情報同意書（利用者または家族の署名、捺印）	C C

	(3) 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	条例第24条第3項		C
	22 広告 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものでないか。	条例第25条	・パンフレット、チラシ等 ・ホームページ等	C
	23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 (1) 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成または変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 (2) 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 (3) 指定介護予防支援事業者およびその従業者は、介護予防サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	条例第26条第1項 基準について第2の3(20) 条例第26条第2項 条例第26条第3項		C C C
	24 苦情処理 (1) 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援または自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 (2) 指定介護予防支援事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	条例第27条第1項 基準について第2の3(21) 条例第27条第2項	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル ・重要事項説明書	C C

(3) 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第 23 条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	条例第27条第3項		C
(4) 指定介護予防支援事業者は、区からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を区に報告しているか。	条例第27条第4項		C
(5) 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスまたは法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	条例第27条第5項		C
(6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	条例第27条第6項		C
(7) 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	条例第27条第7項		C
25 事故発生時の対応			
(1) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	条例第28条第1項 基準について第2の3(22)	・事故対応マニュアル ・事故の状況および事故に際して取った措置（区、家族などへの報告を含む）の記録 ・再発防止策の検討の記録	C

	(2) 指定介護予防支援事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。	条例第28条第2項		C
	(3) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	条例第28条第3項		C
	26 虐待の防止 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じているか。 (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 (4) 条例第29条第1号から第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	条例第28条の2 基準について第2の3(24)	・虐待防止委員会の記録および委員会の内容を周知した記録 ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の記録 ・虐待の防止のための担当者が記載されている記録	C
	27 会計の区分 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	条例第29条 基準について第2の3(23)	・会計書類関係	C
	28 記録の整備 (1) 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。	条例第30条第1項	・従業者、設備、備品およびに関する記録等 ・サービスの提供の記録等	C

	(2) 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しているか。 ① 条例第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとにつぎに掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画 イ 条例第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 条例第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 条例第32条第15号の規定による評価の結果の記録 オ 条例第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 条例第32条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第17条の規定による区への通知に係る記録 ⑤ 条例第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第28条第2項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	条例第30条第2項 基準について第2の 3(25)		C
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	1 指定介護予防支援の基本取扱方針 (1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。 (2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。 (3) 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	条例第31条第1項 条例第31条第2項 条例第31条第3項	・介護予防サービス計画	C C C

2 指定介護予防支援の具体的取扱方針

指定介護予防支援の方針は、条例第2条に規定する基本方針および条例第30条に規定する基本取扱方針に基づき、つぎに掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。

条例第32条

C

・介護予防サービス計画

C

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。

条例第32条第1号
基準について第2の
4(1)①

C

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体的拘束等を行っていないか。

条例第32条第2号
基準について第2の
4(1)②

C

(2) の3 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。

条例第32条第2号の
2
基準について第2の
4(1)③

C

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。

条例第32条第2号の
3

C

・アセスメントシート
・介護予防サービス計画

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。

条例第32条第3号
基準について第2の
4(1)④

C

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスおよび住民による自発的な活動によるサービスの内容、

条例第32条第4号
基準について第2の
4(1)⑤

C

条例第32条第5号
基準について第2の
4(1)⑥

	利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか。 (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、つぎに掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者および家族の意欲および意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。 ① 運動および移動 ② 家庭生活を含む日常生活 ③ 社会参加ならびに対人関係およびコミュニケーション ④ 健康管理 (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (8) 担当職員は、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者およびその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容ならびにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。 (9) 担当職員は、サービス担当者会議を招集して行う会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、	条例第32条第6号 基準について第2の 4(1)⑦ 条例第32条第7号 基準について第2の 4(1)⑧ 条例第32条第8号 基準について第2の 4(1)⑨ 条例第32条第9号 基準について第2の 4(1)⑩	・アセスメントシート ・介護予防サービス計画 ・サービス担当者会議の記録	C C C C
--	---	---	---	-------------------------------------

	担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者および担当者に交付しているか。 (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。 (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しているか。 (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 (14) - 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供しているか。	条例第32条第10号 基準について第2の4(1)⑪ 条例第32条第11号 基準について第2の4(1)⑫ 条例第32条第12号 基準について第2の4(1)⑬ 条例第32条第13号 基準について第2の4(1)⑭ 条例第32条第14号 基準について第2の4(1)⑮ 条例第32条第14の2号 基準について第2の4(1)⑮	・利用者等の同意書 ・介護予防訪問看護計画書等	C C C C C C	
--	--	---	---------------------------------------	---	--

	(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しているか。 (16) 担当職員は、条例第 32 条第 14 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、つぎに定めるところにより行っているか。 ① 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接しているか。 ② ①の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行っているか。 ただし、つぎのいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1階、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用しているか。 ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 イ サービス担当者会等において、つぎに掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ③ サービスの評価機関が終了する月および利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しているか。 ④ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月は	条例第32条第15号 基準について第2の 4(1)⑯ 条例第32条第16号 基準について第2の 4(1)⑰	・モニタリングシート ・モニタリングシート	C C
--	---	---	-------------------------------------	-------------------

	除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施しているか。 ⑤ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録しているか。 (17) 担当職員は、つぎに掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ① 要支援認定を受けている利用者が法第 33 条第 2 項に規定する要支援更新認定を受けた場合 ② 要支援認定を受けている利用者が法第 33 条の 2 第 1 項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 (18) 条例第 32 条第 3 号から第 13 号までの規定は、条例第 32 条第 14 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。 (19) 担当職員は、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。	条例第32条第17号 基準について第2の 4(1)⑱ 条例第32条第18号 基準について第2の 4(1)⑲ 条例第32条第19号 基準について第2の 4(1)⑳ 条例第32条第20号 基準について第2の 4(1)㉑	・サービス担当者会議 の記録	C C C
--	--	---	---------------------------	----------------------------

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めているか。	条例第32条第21号 基準について第2の4(1)㉔	C
(21) - 2 条例第32条第21号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	条例第32条第21の2号 基準について第2の4(1)㉔	C
(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	条例第32条第22号 基準について第2の4(1)㉔	C
(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護または介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護および介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	条例第32条第23号 基準について第2の4(1)㉔	C
(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。	条例第32条第24号 基準について第2の4(1)㉔	C
(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な	条例第32条第25号 基準について第2の4(1)㉔	C

	理由を記載しているか。			
	(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見または法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第 1 項の規定による指定に係る介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。	条例第32条第26号 基準について第 2 の 4 (1)㉔		C
	(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	条例第32条第27号		C
	(28) 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	条例第32条第28号 基準について第 2 の 4 (1)㉕		C
	(29) 指定居宅支援事業所である指定介護予防支援事業者は、法令第 115 条の 30 の 2 第 1 項に規定により区長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じているか。	条例第32条第29号 基準について第 2 の 4 (1)㉖		C
	3 介護予防支援の提供に当たっての留意点			
	介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるようつぎに掲げる事項に留意しているか。	条例第33条 基準について第 2 の 4 (2)		C
	(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。	条例第33条第 1 号 基準について第 2 の 4 (2)①		C
	(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。	条例第33条第 2 号 基準について第 2 の 4 (2)②		C

	(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。 (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。 (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。 (6) 地域支援事業（法第 115 条の 45 に規定する地域支援事業をいう。）および介護給付（法第 18 条第 1 号に規定する介護給付をいう。）と連続性および一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。 (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。 (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。 4 電磁的記録等 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第 9 条（第 34 条において準用する場合を含む。）および第 32 条第 26 号（第 34 条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	条例第33条第 3 号 基準について第 2 の 4 (2)③ 条例第33条第 4 号 基準について第 2 の 4 (2)④ 条例第33条第 5 号 基準について第 2 の 4 (2)⑤ 条例第33条第 6 号 基準について第 2 の 4 (2)⑥ 条例第33条第 7 号 基準について第 2 の 4 (2)⑦ 条例第33条第 8 号 基準について第 2 の 4 (2)⑧ 条例第35条第 1 項 基準について第 2 の 6	C C C C C C B	
--	--	--	--	--

	※ 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	条例第35条第2項	
第5 介護給付費の算定 および取扱い	1 介護予防支援費 (1) 介護予防支援費（Ⅰ） 442 単位 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において条例第 15 条第 1 項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者について、所定単位数を算定しているか。 (2) 介護予防支援費（Ⅱ） 472 単位 厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、区長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業者（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定しているか。	告示別表イ注 1 告示別表イ注 2	C C

	2 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 3 事業継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※令和7年3月31日までの経過措置期間あり。 4 初回加算 指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数（300単位）を加算しているか。 5 委託連携加算 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数（300単位）を加算しているか。	告示別表注3 大臣基準告示129の4 留意事項第2の11(1) 告示別表注4 大臣基準告示129の5 留意事項第2の11(2) 告示別表ロ注 留意事項第2の11(4) 告示別表ハ注 留意事項第2の11(5)		C C C C
--	---	---	--	-------------------------------------